

プロポーザルに関する公告

黒滝村総合計画第1次後期計画策定支援業務に係る業務委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

黒滝村長 辻村 源四郎

黒滝村公告第22号

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の名称

黒滝村総合計画第1次後期計画策定支援業務

(2) 業務の内容

本業務は「黒滝村総合計画（以下「現行計画」）が平成30年度開始から令和3年度で4年経過することを受けて、村を取り巻く社会情勢を踏まえ、村民参画のもと、村の将来像を示し行政運営の指針となる「黒滝村総合計画第1次後期計画（以下「次期計画」）を策定することを目的とする。また、平成27年度に策定した「黒滝村総合戦略（以下「現行戦略」）の計画期間が令和3年度までとなっており、現行計画と現行戦略の成果検証を共通して行うとともに、次期計画を「第2期黒滝村総合戦略（以下「次期戦略」）の内容を包含した一体的な計画として策定する。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月25日まで

(4) 業務等の規模

委託費用は、3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加者に要求される資格要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加時点において、黒滝村競争入札参加資格要領に規定する令和2・3年度入札参加有資格者名簿の「測量・建設コンサルタント等」の分類「都市計画」または「物品・役務等」の分類「各種計画策定」に登載されていること。
- (4) 奈良県及び黒滝村及び本社所在地の都道府県より指名停止等の措置を受けていないこと。

- (5) 過去10年間（平成23年度～令和2年度）において、次の業務のいずれかを受託及び完了実績を有していること。
- ・市町村総合計画作成支援
 - ・市町村総合戦略作成支援
 - ・市町村人口ビジョン作成支援
- （実績要件は、契約時に契約書の写し（該当箇所が分かるもの、契約相手方の了承が得られていない場合は黒塗り可）を提出するものとする。）
- (6) 近畿2府4県内に本社または支社（店）、営業所等を1カ所以上有していること。

3 手続き等

別添、黒滝村総合計画第1次後期計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(1) 事務局（担当課）

〒638-0292 奈良県吉野郡黒滝村寺戸77番地

黒滝村役場 企画政策課

電話 0747-62-2031 内線63

FAX 0747-62-2569

E-mail kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp

(2) 実施要領の交付

①交付方法

実施要領は、黒滝村ホームページ（<http://www.vill.kurotaki.nara.jp/>）からの入手を原則とする。

②交付期間

令和3年6月4日（金）から令和3年6月29日（火）まで

(3) 参加表明書等の提出

①作成方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加表明書等を作成すること。

②提出期限

令和3年6月16日（水）午後5時まで

③提出場所

事務局

④提出方法

持参または郵送（期日までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。）

4 審査及び企画提案書等の提出

(1) 第1次選考（参加表明書等の書類審査）

参加表明者から提出された書類について審査を行い、企画提案書の提出者を選定する。

(2) 企画提案書等の提出

①作成方法

「実施要領」に基づき作成すること。

②提出期限

令和3年6月29日（水） 午後5時まで

③提出場所

事務局

④提出方法

持参または郵送（期日までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。）

(3) 第2次選考（企画提案書の審査）

参加表明書等、企画提案書の内容、見積書、事前質問書への回答により審査を行い、選定審査会において最も適切かつ円滑に業務を実施できる者を特定する。

(4) 選考結果の公表

令和3年7月5日（月） 午後5時までに特定者へ電話により通知し、後日文書により通知する。また、後日村ホームページにおいて選考結果（提出者氏名、契約額他）を公表する。

5 契約の締結方法

審査の結果、特定者と必要な仕様並びに契約条項を作成し契約を締結するものとする。
なお、特定者との契約が整わない場合は、次点者と契約を行うことができる。

6 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。